

世界文化遺産推薦書暫定版・正式版に関する準備状況の判断基準

1. 顕著な普遍的価値(OUV)の総合的所見・評価基準・比較研究

- (1) 日本を代表し、世界文化遺産として説得力のあるコンセプトが設定されていること。
- (2) 顕著な普遍的価値(OUV)の総合的所見が完成されていること。
- (3) 適用すべき評価基準が決定しており、各々の説明が明快であること。
- (4) コンセプト、総合的所見及び適用すべき評価基準に基づき、構成資産の選択が完全性の観点から過不足なく行われていること。
- (5) 完全性の観点から、各構成資産の範囲が合理的かつ過不足なく定められていること。
- (6) 各構成資産の真実性が学術的な観点から証明できていること。
- (7) 比較の対象とすべき国内外の類似資産の選択基準が示され、比較分析が十分に行われていること。
- (8) 上記(1)～(7)を踏まえ、均衡性のある世界遺産一覧表を構築する観点から、本資産を推薦する妥当性が総合的に導き出されていること。

2. 法的保護・保存管理の状況

- (9) 各構成資産の範囲が緯度・経度により明確であり、地物・埋設杭等により現地との照合が可能であること。
- (10) 各構成資産の法的保護の方法(文化財への指定・選定、他の法令による保護措置の方策等)が確定しており、実施の目途が立っている又は既に実施されていること。
- (11) 緩衝地帯の範囲が合理的に定められていること。
- (12) 緩衝地帯の範囲が緯度・経度により明確であり、地物等により現地との照合が可能であること。
- (13) 緩衝地帯の法的保全の方策(条例、計画等)が確定しており、実施の目途が立っている又は既に実施されていること。
- (14) 各構成資産の保存管理計画(整備活用計画・修理計画を含む。)が策定されており、その内容に実現性・実効性があること。
- (15) 構成資産及び緩衝地帯の全体を対象とする含む包括的保存管理計画が策定されており、その内容に実現性・実効性があること。
- (16) 推薦書、包括的保存管理計画、個々の構成資産の保存管理計画の相互の間に齟齬がなく、内容・構造が統一されていること。

3. 図面・資料等

- (17) 各構成資産及び緩衝地帯の具体的範囲を示した図面が作成されていること。(※)
- (18) 推薦書及び付属資料(包括的保存管理計画含む)の英訳が行われ、英文としての質の担保が確認できていること。(※)
- (19) 資産の価値を説明する写真・図像等の撮影・入手(使用の許諾を含む)ができていること。(※)
- (20) 付属資料として提出する映像資料の作成(台本・映像)が完了していること。(※)

(注)※については、暫定版提出時に完全に作業が終了していなくても良い。